役員の報酬等に関する規程

社会福祉法人種崎福祉会

社会福祉法人　種崎福祉会　　役員の報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人種崎福祉会の役員の報酬等について定めるものである

（定義）

第２条　本規程でいう役員とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

（理事会等の出席報酬等）

第３条　役員が各会合に出席したときは、１日につき１０００円の報酬（旅費交通費）を支払うものとする。

（役員の勤務報酬等）

第４条　役員及び調査委員会メンバー及び苦情処理第三者委員が業務に従事した場合（第３条の規定に該当する場合を除く。）は、１日につき１０００円の報酬を支払う事が出来る。

　　　　理事長に報酬として、月額１００００円、また監事の監査の報酬として監査1回につき３０００円を支給する。

（適応除外）

第５条　役員を兼務する職員は、この規程を適用しない。

（改正）

第６条　本規程の改正については、理事会の議決を経なければならない。

附則

　この規程は、平成２７年１月７日より施行する。

　この規程は、平成２９年３月２２日より施行する。

　この規程は、令和３年６月１日より施行する。